

住宅用太陽光発電システム、蓄電池システム 設置費補助金

最大60,000円補助

制度概要

1. 対象システム

(1) 太陽光発電システム（次のいずれにも該当）

- ①太陽光発電システム取得のための契約締結日が令和6年4月1日以降であること。
- ②FITに基づく余剰電力の売電を行っていること。
- ③電力会社からの太陽光受給契約確認書の受給開始日及び領収書の日付が令和6年4月1日から令和8年3月13日までであること。
- ④太陽電池モジュールの公称最大出力又はパワーコンディショナーの定格出力のいずれかが10kW未満であること。

(2) 蓄電池システム（次のいずれにも該当）

- ①蓄電池システム取得のための契約締結日が令和6年4月1日以降であること。
- ②蓄電池システム取得の領収書の日付が令和6年4月1日から令和8年3月13日までであること。
- ③太陽光発電システムに接続しており、接続している太陽光発電システムがFITに基づく余剰電力の売電を行っていないこと。
- ④令和7年度に一般社団法人環境共創イニシアチブに国の補助対象設備として登録されていること。

2. 募集期間 令和7年4月1日～令和8年3月13日まで

3. 令和7年度募集枠 300万円（50件分）

募集枠に達した段階で、補助申請を打ち切ります。



4. 補助額（太陽光発電か蓄電池いずれかに補助）

(1) 太陽光発電システム

太陽電池モジュールの公称最大出力kw（小数点2位以下切り捨て）に1万5千円を乗じた額で最大6万円

(2) 蓄電池システム

蓄電容量kwh（小数点2位以下切り捨て）に1万5千円を乗じた額で最大6万円

次の要件に該当する方は、補助対象外です。

- ①市税を滞納している方
- ②補助対象となる太陽光発電システム、蓄電池システムについて、この補助金の交付を受けている方

申請方法

太陽光発電システム、蓄電池システムの設置完了後に**下記の書類**を添えて

二本松市役所生活環境課に申請してください。

***申請期限 令和8年3月13日まで**

提出書類

- ①住宅用太陽光発電設備等設置費補助金交付申請書（第1号様式）
 - ②事業実施内訳書（第2号様式）
 - ③市税納税証明書（第3号様式）
 - ④工事請負契約書又は売買契約書の写し
（契約書の本文で補助対象設備の内容及び金額が確認できない場合は附属書類等も添付）
 - ⑤補助対象設備の取得に係る領収書の写し
 - ⑥申請者の住民票の写し（発行から3箇月以内のもの）
 - ⑦補助対象設備の形状及び規格が分かるカタログ等
 - ⑧補助対象設備の設置状況を確認できる写真（パネルの枚数を確認できるもの）
 - ⑨補助対象設備を設置した場所の案内図
 - ⑩補助金の振込口座が分かる預金通帳等の写し
 - ⑪住宅等を親族が所有する場合は、住宅用太陽光発電設備等設置に係る承諾書（第4号様式）
 - ⑫補助金交付請求書（第6号様式）
 - ⑬太陽光発電システムの場合、
 - ア 電力会社からの太陽光受給契約確認書の写し、
 - イ 単線結線図の写し
 - ウ 補助対象設備の出力対比表の写し（型式・製造番号・公称最大出力の合計の記載があるもの）
 - ⑭蓄電池システムの場合、
 - ア 余剰電力の売電を行っていないことが分かる書類又は余剰電力の売電を行っていない旨の申立書
- ※①・⑫について、申請者本人が自署する場合は、押印の必要はありません。

注意事項

- ①令和7年度の募集枠は、300万円です。
（募集枠に達した場合、補助を打ち切ります。）
- ②令和8年3月13日までに上記の書類を提出ください。
（期限を過ぎた場合、補助申請を受付できません。）
- ③太陽光発電システム、蓄電池システムともに未使用のものに限ります。
- ④補助金交付を受けた方は、太陽光発電システムを法定耐用年数（15年）の期間内において処分しようとするときは、あらかじめ住宅用太陽光発電設備等処分承認申請書を市長に提出し、その承認を受けなければなりません。

お問い合わせ先 生活環境課

電話:0243-55-5103

Email:kankyoeisei@city.nihonmatsu.lg.jp